

1 議案審議概況

今国会新たに提出された閣法は二〇件であり、一七件が成立し、三件が衆議院で継続審査となった。

衆法は新たに一一件が提出されて、四件が成立し、二件が衆議院で継続審査となり、五件が同院で否決され廃案となった。

参法は新たに六件が提出されて、三件が成立し、三件が審査未了となった。

予算は平成五年度二次補正予算三件が提出されていずれも成立した。

条約はいずれも第一二六回国会で審査未了となった四件が再提出され、三件が成立し、一件が衆議院で継続審査となった。

そのほか、本会議決議案が新たに三件提出されて、一件が否決され、二件が審査未了となり、第一二六回国会に提出された平成三年度本決算外二件及び三年度NHK決算はいずれも審査未了となった。

今国会は、三八年ぶりの政権交代で細川連立内閣が発足してから召集される最初の本格的な国会であり、細川総理が年内の成立を公約した政治改革関連法案の是非及び深刻化する不況対策の実施等が最大の焦点となった。

まず、衆議院議員選挙に小選挙区比例代表並立制の導入等を図ろうとする閣法の政治改革関連四法案は今国会召集日当日の五・

九・一七に提出されたが、衆参両院における総理大臣の所信表明演説とそれに対する各党代表質問及び一般調査のための予算委員会の開会等により、提出後の速やかな審議入はできなかった。衆議院本会議における趣旨説明と質疑は、自民党も同法案の対案五件を衆法として提出したため、九法案を一括して一〇・一三、一四の両日に行われた。また、同院の政治改革特別委員会における審議も九法案一括で行われ、一〇・一四の趣旨説明聴取に始まり、総括・一般・テーマ別の各質疑、参考人の意見聴取、証人喚問、各二日間の中央及び地方公聴会、締括りの総括質疑等総審議時間は一二一時間余にわたった。同委員会では一一・一六に九法案の採決が行われ、自民党提出五法案は一括して否決し、閣法四案は衆議院議員選挙区画定審議会設置法案を原案通り可決、残り三案をいずれも修正議決した。さらに、一一・一八の同院本会議においても、自民党提出五法案を一括して否決した後、閣法四案を委員会の議決通り議決した。

本院本会議における同閣法四案の趣旨説明聴取は、共産党が一・一八に対案として提出した参法の三法案を一括して、一一・二六に行われた。また、本院の政治改革特別委員会での趣旨説明聴取は、一一・三〇に提出された五年度第二次補正予算の衆議院における審議等のため、一二・九まで行われなかった。さらに、

本院の補正予算審議及び一二・一五の衆議院における会期延長議決強行問題処理等のため、同特別委員会における本格審議は一二・二四からとなった。その後、年末年始の休日を挟んで同特別委員会は、総括及び一般質疑、参考人の意見聴取、各一日間の中央及び地方公聴会、締括り総括質疑等七六時間余にわたる審議を行い、六・一・二〇に閣法の四案を採決した結果、いずれも衆議院送付案通り可決した。同四法案の本会議における採決は翌二一日に行われたが、与党議員の一部が反対する等の事態が生じ、いずれも賛成少数で否決され、同日衆議院に返付された。なお、本院が後議の法律案を否決したのは、昭和二六年の第一〇回国会以来のことである。

四法案の返付を受けた衆議院は、一・二六に公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会の開催を本院に請求することを議決し、同日第一回の協議会が開会された。翌二七日も同協議会が開催され、衆参双方から協議案を提示して協議を行ったが成案を得るための合意はできず、当日の協議会議長であった衆議院の協議委員長が協議会での成案は得なかった旨を宣告した。しかし、衆参両院議長は協議会の存続を確認し、翌二八日に同四法案の処理についての衆議院議長幹旋案を総理大臣と自民党総裁に示す一方、双方の協議委員長に同協議会での協議をさらに続けるよう要請した。その結果、総理大臣と自民党総裁は同日会談し

衆議院の小選挙区選出議員数と比例代表選出議員数をそれぞれ三〇〇と二〇〇にする等の一〇項目にわたる合意を次国会で法制化することを前提に、この閣法四法案は施行日を修正した上で国会成立させる旨の合意が成立した。

この合意を受けて国会最終日の一・二九に両院協議会が再開され、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案はその施行日を別の法律に委ね、その他の部分は衆議院の議決通りとする、他の三法案はすべて衆議院の議決通りとする旨の協議案が衆議院側から提案された。同協議案は採決の結果、三分の二以上の賛成多数で可決され協議会の成案となった。その後、衆議院、参議院の順で本会議が開かれ当該成案を順次可決し、同四法案は成立した。なお、両院協議会で成案を得て法律案が成立したのは昭和二八年の第一六回国会以来のことであり、一院で否決した法律案を両院協議会で成案を得て成立させたのは今回が初めてのことである。

政治改革関連法案以外の閣法で成立した主なものには、行政庁の処分、行政指導及び届出の手續きに関し、共通する事項等を定めようとする行政手續法案（一一・五成立。以下かつこ内は成立日を示す。）、環境の保全の基本理念とこれに基づく基本的施策の総合的な枠組等を定めようとする環境基本法案（一一・一二）等がある。

次に深刻化する不況対策として一一・三〇に提出された五年度

第二次補正予算三案は、衆議院で防衛庁長官の憲法発言問題等をめぐって二日間審議を中断したものの、衆参各四日間の審議を行って、当初会期最終日の一二・一五に成立した。

衆法で成立した主なものには、障害者のための施策に関する基本理念を定めるとともに、法律の題名を障害者基本法とする等の心身障害者対策基本法一部改正案（一一・二六）、放置自転車等に対する措置や自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定等を内容とする自転車駐車場整備法一部改正案（一二・一五）がある。

参法で成立した主なものには、民間団体が行う海外援助事業を推進するため、国等の所有する物品の譲与等に関して必要な措置等を定めようとする民間海外援助事業推進物品譲与法案（一一・二二）、男子が保健士の名称を用いて保健指導の事業を行うことができることとする保健婦助産婦看護婦法改正案（一一・一二）がある。

なお、今国会成立した法案として例示した閣法の環境基本法案及び衆法の二法案は、第一二六回国会において、衆議院を通過したものの本院で、参法の民間海外援助事業推進物品譲与法案は参議院を通過したものの衆議院で、いずれも衆議院の解散の影響により審査未了となった法案である。